

福祉局 身体拘束等適正化指針

1. 身体拘束等※の適正化に関する基本的考え方

(1) 理念

- ① 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努める。
- ② 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げる。

(2) 基本方針

- ① 利用者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- ② 施設内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各セクション等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束がゼロとなるように努める。

※身体拘束等：身体拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

2. 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

利用者の身体拘束実施の適否及び身体拘束を必要としない支援について協議、決定を行う事を目的として、身体拘束適正化委員会を設置する。

(2) 身体拘束適正化委員会の開催と構成員及び責務

- ① 身体拘束適正化委員会は各施設に開催し、施設長、副施設長、課長、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、サビ管等と表記）、総括主査、支援員、その他施設長が必要と判断した者により構成する。施設長もしくは副施設長、課長（1名以上）、サビ管等の出席を必須とする。
施設長：全体の管理責任者。
副施設長：施設長を補佐し、施設長欠席の場合は委員会の責任者を担う。
- ② 身体拘束適正化委員会は年1回以上開催する。必要に応じ虐待防止委員会と一体的に行うことがある。
- ③ 身体拘束適正化委員会の開催はサビ管等が担う。

(3) 協議事項

- ① 身体拘束等の発生とその背景、記録の確認。
- ② 報告された事例の分析と、その適正性・適正化策の検討。
- ③ 検討結果の職員への周知。
- ④ 身体拘束等についての報告様式の整備。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化及び人権擁護並びに虐待の防止を図るために、福祉局研修委員会が主導になって、次のとおり研修を実施する。

- ① 虐待防止・身体拘束廃止研修を年1回以上実施する。研修の録画視聴含めた全員受講研修とする
- ② 新規採用者を対象とした、身体拘束の考え方や適正な対応に関する研修。
- ③ 委員会が研修報告書を作成する。

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束を行った場合の実施状況について、福祉局苦情解決連絡会に報告しなければならない。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たした上で、以下の手続きを行う。

(1) カンファランスの実施

表記3要件を確認の上、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、時間、経過観察の方法等について、実施の際に同席する職員で協議する。協議結果は速やかに管理者に報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

早急にご家族または後見人等に連絡を取り承諾を得る。連絡が取れない場合は実施後速やかに連絡し、承諾を得る。

(3) 報告

実施後、速やかに施設長に報告するとともに、継続して拘束が必要になる場合は、直近また臨時の身体拘束適正化委員会で協議する。

(4) 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、個別記録に記載する。ただし身体拘束実施記録表などをもって代替することが出来る。また、拘束を行った場合は、拘束に至る経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録は5年間保存する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法については随時検討する。

(5) 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除にあたっては、本人、家族または後見人等へ説明を行い、施設の支援会議等で報告する。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えておき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるようホームページに公表する。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当園職員対象の研修以外にも地域の法人、施設等に対しても、公開講座を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めてゆく。

この方針は、令和6年4月1日より実施する。